

新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について (第三報)

1. 新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況

(厚生労働省「報道発表資料」から 3月17日12時時点)

国等	患者数	うち死亡者
中華人民共和国	80,881人	3,226人
日 本	829人	28人
クルーズ船 (ダイヤモンド・プリンセス号)	712人	7人
その他の国 (153の国・地域)	95,946人	3,834人

発生都道府県：北海道、宮城県、秋田県、福島県、栃木県、埼玉県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、広島県、山口県、愛媛県、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県
 (茨城県)、(香川県)

2. 国の対応状況

(1) 新型コロナウイルス感染症対策本部の設置 (1月30日)

(2) 指定感染症、検疫感染症の指定 (2月1日)

- 指定により、患者に対する入院措置や公費による適切な医療の提供、医師による迅速な届出による患者の把握、患者発生時の積極的疫学調査 (接触者調査) や検疫時の質問、診察、検査、消毒等が可能となる。

(3) 検査対象者の拡大

(4) 国民への情報提供、注意喚起

(5) 出入国管理及び難民認定法による日本への上陸拒否

- 14日以内に湖北省又は浙江省に滞在歴のある外国人と湖北省又は浙江省で発行されたパスポートを所持する外国人について入国を拒否。
- 下記の地域に滞在歴のある外国人を対象に追加 (3月13日現在)

韓国 ^{テグ} 大邱広域市、^{けいしやうほくどう} 慶尚北道 (^{チョンドぐん} 清道郡、^{キョンサン} 慶山市、^{アンドン} 安東市、^{ヨンチョン} 永川市、^{チルゴク} 漆谷郡、^{ウィソン} 義城郡、^{ソンジュ} 星州郡、^{グンウィ} 軍威郡)

イラン コム州、テヘラン州、ギーラーン州、アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーザンダラン州、マルキャズィ州、ロレスタン州

イタリア ロンバルディア州、ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州、マルケ州及びサンマリノ

(6) 検疫の強化、航空機の到着空港の限定 (3月9日～)

- 中国または韓国からの入国者に対し、検疫所長が指定する場所で14日間待機、公共交通機関を使用しないよう要請
- 中国または韓国からの航空旅客機の到着空港を成田国際空港と関西国際空港に限定

- ・中国及び韓国に所在する日本国大使館又は総領事館で発給された一次・数次査証の効力を停止。

(7) 国外への渡航に関する感染症危険情報レベルの引上げ (3月17日時点)

- ・レベル3「渡航中止勧告」:

中国 湖北省及び浙江省温州市

韓国 大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、
星州郡、軍威郡、^{ボンファ}奉化郡

イラン コム州 等

イタリア ロンバルディア州 等

スペイン マドリード州 等

スイス ティチーノ州 等

アイスランド全土

サンマリノ全土

- ・レベル2「不要不急の渡航を中止」:

中国 レベル3以外の中国全土

韓国 レベル3以外の韓国全土

イラン レベル3以外のイラン全土

イタリア レベル3以外のイタリア全土、バチカン市国

スペイン レベル3以外のスペイン全土

スイス レベル3以外のスイス全土

エジプト全土

その他欧州31カ国

(8) 武漢市からの帰国チャーター便の派遣 (5回)

(9) クルーズ船 (ダイヤモンド・プリンセス号) の検疫実施

(10) 緊急対応策の決定

【第1弾】(2月13日)

- ①帰国者等への支援、②国内感染対策の強化、③水際対策の強化、④影響を受ける産業等への緊急対応、⑤国際連携の強化等

【第2弾】(3月10日) 参考資料1

- ①感染拡大防止策と医療提供体制の整備、②学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応、③事業活動の縮小や雇用への対応、④事態の変化に即応した緊急措置等

(11) 専門家会議の開催

- ・医学的な見地から助言等を行うため、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議を開催
- ・第1回 (2月16日) 「相談や受診すべき目安」
- ・第2回 (2月19日)
- ・第3回 (2月24日) 「これからの1～2週間が、急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際となる」
- ・第4回 (2月29日) 「小規模な患者の集団 (クラスター) が次の集団 (クラスター) を生み出すことを防止することが重要」
- ・第5回 (3月2日)
- ・第6回 (3月9日) 「新型コロナウイルス感染症対策の見解」を公表

(12) 学校、保育所、介護施設、障がい者サービス提供事業所等における対応策を通知

(2月18日)

- ・学校について、児童、生徒及び学生に発熱等風邪の症状がみられた場合、無理をせずに自宅で療養するよう指導すること。
- ・保育所及び福祉施設について、新型コロナウイルス感染症に罹患した子ども、利用者等の届け出を受けた都道府県等は、施設の認可権者及び所在市町村に連絡し、情報共有する。

- ・都道府県は、公衆衛生対策上の観点からの休園・休業の必要性について判断し、当該施設に休園・休業の要請をする。
- (13) 経済団体への要請 (2月21日)
 - ・労働者が発熱などの風邪の症状が見られる際に、休みやすい環境の整備
 - ・労働者が安心して休むことができるよう収入に配慮した病気休暇制度の整備
 - ・感染リスクを減らす観点からテレワークや時差出勤の積極的な活用の促進
- (14) 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定 (2月25日)
- (15) イベントの開催に関するお願い
 - ・多数の方が集まるような全国的なスポーツ、文化イベント等については、大規模な感染リスクがあることを勘案し、今後2週間は、中止、延期又は規模縮小等の対応を要請する (2月26日)
 - ・引き続き、国内の急速な感染拡大を回避するために、きわめて重要な時期にある。専門家会議の判断が示されるまでの間、概ね10日間程度はこれまでの取組を継続していただきたい (3月10日)
- (16) 全国の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の臨時休校 (3月2日から春休みまで) を要請 (2月27日)
 - ・学校の臨時休業に関連しての放課後児童健全育成事業に対する財政措置について、都道府県等に通達
 - ・小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援 (新たな助成金制度) を創設
- (17) 所得税、贈与税及び個人事業者の消費税について、申告 (納付) 期限を4月16日まで延長 (3月6日)
- (18) 新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査の保険適用を開始 (3月6日)
- (19) 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行 (3月14日)
 - ・新型コロナウイルス感染症に関する「緊急事態宣言」を可能とする改正特措法が施行
- (20) 国民生活安定緊急措置法に基づくマスクの転売規制 (3月15日)
- (21) 全国クラスターマップの公表 (3月15日)

3. 県の対応状況

- (1) 危機管理本部
 - ・危機管理対策本部の設置 (1月30日)
- (2) 県民への情報提供、注意喚起
- (3) 県民、医療機関からの相談窓口の設置 (健康増進課、県内7保健所)
- (4) 中小企業からの相談窓口の設置
- (5) 第一種及び第二種感染症指定医療機関での治療体制の整備 (県内8箇所)
- (6) 帰国者・接触者相談センターの設置 (県内7保健所)
 - 次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」に相談
 - ・風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む)
 - ・強いだるさ (倦怠感) や息苦しさ (呼吸困難) がある。
 - ※高齢者や基礎疾患等のある方は、上記の状態が2日程度続く場合
 - ・相談件数 929件 (3月17日現在)
- (7) 帰国者・接触者外来の設置 (県内21箇所)
 - 帰国者・接触者相談センターで相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」を紹介
 - ・外来受診件数 86件 (3月17日現在)
- (8) 県保健環境科学研究所での検査実施
 - ・検査件数 86件 (3月17日現在)

- (9) 関係団体等への情報提供、注意喚起
 ・市町村、教育委員会、学校、医師会、医療機関、福祉施設、宿泊施設等
- (10) 社会福祉施設・福祉サービス事業者向け相談窓口の開設 (2月20日～)
- (11) 備蓄マスク配布方針を公表
- | | |
|-------------------|----------|
| ・吉林省及び寧夏回族自治区 | 20,000枚 |
| ・保健所、帰国者・接触者外来用 | 120,000枚 |
| ・窓口、相談業務等に従事する職員用 | 90,000枚 |
| ・県立学校用 | 25,000枚 |
- ※病院及び有床診療所への支援 19,700枚 (3月17日現在)
 (うち出雲市内の医療機関：山尾医院 200枚、林整形外科 200枚、
 佐藤クリニック 100枚、海星病院 1,000枚、
 島根大学医学部附属病院 13,600枚、
 みはら眼科皮膚科 100枚)
- (12) 県立学校における対応
- ・県立の高等学校及び特別支援学校の臨時休校は、県内での感染例が判明した場合にできる限り速やかに行う。
 - ・県立高校の入学者選抜は予定どおり実施
- (13) 県内経済団体へ従業員の休暇取得に関する対応を要請
- ・新型コロナウイルス感染症への対応に関するお願い (2月28日)
 - ・国の休暇取得支援制度を踏まえた新型コロナウイルス感染症への対応に関するお願い (3月5日)
- (14) 県発注工事等における当面の対応について (3月2日)
- ・発注者及び受注者に対し、感染予防対策の徹底、工事等従事者で感染者が発生した場合などの対応について通知
- (15) 個人事業税について申告期限を4月16日まで延長 (3月13日)
- (16) 中小企業・小規模事業者への対応
- ・新型コロナウイルス感染症により、経営に影響を受けている中小企業等に対し、経済変動等資金「令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金」を創設 (3月9日)
- (17) 農業者・漁業者への対応
- ・新型コロナウイルス感染症により、経営の維持安定が困難となった農業者・漁業者向けに、運転資金を低利で融資できる制度を創設 (3月16日)

4. 市の対応状況

(1) 本部体制

- ・新型コロナウイルス感染症警戒本部の設置 (第1回警戒本部会議) (1月30日)
 - ① 県等関係機関と連携して情報収集
 - ② ホームページ等による市民等への情報提供、注意喚起
 - ③ 国県からの通知に伴う必要な対応
- ・第2回新型コロナウイルス感染症警戒本部会議 (2月21日)
 - ① 発生段階別の行動計画について
 - ② 市備蓄マスクの供給について
- ・第3回新型コロナウイルス感染症警戒本部会議 (2月28日)
 - ① 市内の小中学校における対応について
 - ② スポーツ・文化イベント等の中止等の判断について (2月28日～3月15日)
 - ③ 公共施設のキャンセルへの対応について (2月28日～3月15日)

- ・新型コロナウイルス感染症対策本部設置（3月4日）
 - ・第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議（3月6日）
 - ①市内小中学校における臨時休業対応について
 - ②発生段階別の行動計画について
 - ・第2回新型コロナウイルス感染症対策本部会議（3月13日）
 - ①公共施設の休館について
 - ②庁舎及び公共施設の消毒について
 - ③スポーツ・文化イベント等の中止等の判断期間の延長について（3月31日まで）
 - ④公共施設のキャンセルへの対応期間の延長について（3月31日まで）
- (2) 国、県等からの情報収集**
- (3) 市民への情報提供、注意喚起**
- ①市ホームページ内に専用ページの開設
 - ②感染予防等周知ポスターの庁舎への掲示、チラシの窓口への配置、相談先多言語チラシを関係事業所に配付
- (4) 市民、中小企業からの相談対応**
- ①健康増進課：感染予防、病症に関するもの
 - ②商工振興課：商工団体、企業からの経営に関するもの
 - ③防災安全課：その他の問い合わせ
- (5) 関係団体等への情報提供、注意喚起**
- ①教育施設及び児童施設
 - ②福祉施設
 - ③文化、スポーツ、観光等公共施設等
- (6) 庁舎及び公共施設における感染予防対策**
- ①本庁、行政センター、上下水道局等
 - ・本庁、行政センター、上下水道局等出入口にアルコール消毒液を設置、感染予防等周知ポスターを掲示
 - ②総合医療センター
 - ・出入口に感染防止についてポスター掲示による周知
 - ・出入口にアルコール消毒液を設置
 - ・健診受診者へは体調の聞き取りと体温測定を実施（37.5℃以上は健診お断り）
 - ・病棟への見舞いは同居家族のみ（但し小学生以下は不可）。事前にナースステーションで面会許可を得ること。マスク・手指消毒のお願い。
 - ・業者に対してはアポイントを取っている方以外は院内への立ち入り禁止
 - ・職員についても標準予防策を実施（マスク着用、手指衛生）。併せて日々健康観察結果を報告。
 - ③消防本部
 - ・新型コロナウイルス感染が疑われる救急患者の搬送について職員に周知
 - ④教育施設及び児童施設
 - ・手洗い、咳エチケットなどの予防対応を小中学校、幼稚園、保育所等に周知
 - ⑤その他公共施設
 - ・多数の来場者がある施設（斎場、図書館、科学館、博物館等）の出入口にアルコール消毒液を設置
- (7) 友好都市への支援**
- ・漢中市へマスク3万枚送付（2月27日）

(8) 市備蓄マスクの供給について

【基本的な考え方】

- ①国内発生期（県内未発生）においては、市内の医療従事者の感染及び医療機関での感染拡大並びに福祉施設における介護職員の感染及び福祉施設での感染拡大を防止するため、必要となる数量を供給する。
- ②県内発生期以降においては、市における行政機能を維持するとともに、公共機関及び公共交通機関等における感染及び感染拡大を防止するため、必要となる数量を供給する。

【市備蓄枚数】

約 700,000 枚（漢中市送付分を除く）

【提供枚数】（3月17日現在）

- ・福祉施設（障がい者施設、介護施設等） 190,100 枚
- ・医療関係機関 62,000 枚
- ・その他（市の窓口、給食センター調理員、生活バス、教育施設等） 14,800 枚

(9) 学校運営対応方針を市内小中学校に通知（2月28日）

- ・当面、通常どおりの学校運営を行う
- ・学校運営上の配慮事項、児童生徒及び保護者への指導等について

(10) 公共施設のキャンセルへの対応について

- ・新型コロナウイルス感染防止を理由として、イベント等の主催者が施設利用のキャンセルをした場合、使用料を求めないこととする。（2月28日～3月31日の使用期間）

(11) 市主催のスポーツ・文化イベントの中止・延期・縮小について

当面の対応として、2月28日から3月31日までの間、下記を目安に個別に中止等の判断をする。

【県内未発生期】 参加者が概ね100人以上かつ県外参加者が概ね1割以上のもの

【県内発生期】 参加者が概ね30人以上で不要不急のもの

【市内発生期】 不要不急のもの

※施設 不特定数の者が集まる直営及び指定管理の施設の休館
（市民生活に大きな支障、不利益を与えるものを除く）

※参考 中止又は延期となった主なイベント（3月17日現在）

- 3月20日 ・第5回JR旧大社駅ウォーク（中止）
- ・清酒・日本酒発祥の地 日本酒交流フェスタin出雲（中止）
- ・出雲地区企業説明会（中止）
- ・出雲市合併15周年記念～市政功労者表彰式～（延期・時期未定）
- 28日 ・出雲市合併15周年記念第28回早春の茶会（中止）

(12) 市発注工事等における当面の対応について（3月2日）

- ・県発注工事と同様の対応とする。

(13) 市内小中学校の臨時休業対応について（3月5日）

- ・臨時休業判断：県内発生
- 臨時休業期間：判明の翌日または翌々日から3月24日（火）まで

(14) 幼稚園・保育所の休園の考え方について（3月11日）

- ・県内未発生：通常保育
- ・県内発生：登園自粛を要請
- ・市内発生：本人・同居の家族が濃厚接触者でない場合 →登園自粛を要請
- 同居の家族が濃厚接触者の場合 →本人の家庭での保育
- 本人が発症または濃厚接触者の場合 →当該園は休園

(15) 中小企業・小規模事業者への対応

- ・市中小企業信用保証料補助金の対象に「令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金」を追加。融資対象者が負担した信用保証料（1年目、2年目分）の全額（上限30万円）を補助。（3月9日）

(16) 新型コロナウイルス感染症対応に係る予算措置

- ・今後発生見込みの次の経費については、現行予算、予備費充用または補正予算の専決により対応する。

①出雲市中小企業信用保証料補助金（令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金分）

②私立認可保育所特別事業補助（国10/10）

1月16日以降に購入したマスク、消毒液、空気清浄機等

③市有施設の消毒が必要となった場合の消毒作業委託 など

(17) 市税等の納税の猶予

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市税等を一時に納付することができない場合で、一定の要件を満たすときは、国税の取扱いに準じて、申請により1年以内の期間に限り、納税の猶予を行うことを検討する。

※1. 市税等…市県民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料

※2. 問合せ・相談先…出雲市財政部収納課

5. 市内の状況

(1) 公共交通機関の対応（JR、一畑電車、空港、バス、タクシー）

- ・事業者により、乗務員のマスク着用、事務所へのアルコール消毒液設置、車内除菌等の実施がされている。

- ・出雲縁結び空港の一部路線の減便

JAL277/278（出雲ー羽田） 3月17日、18日、24日、25日

JAL2347/2346（出雲ー伊丹） 3月12日、14日、15日、18日、19日

JAL2355/2356（出雲ー伊丹） 3月13日、14日、17日～20日、23日～27日

JAL2341/2342（出雲ー伊丹） 3月21日～27日

FDA816/815（出雲ー神戸） 3月16日～19日、23日～26日

FDA816/817（出雲ー神戸） 3月30日～4月5日

(2) 観光客、観光施設への影響

①観光入込（出雲観光協会への聞き取り）

- ・観光入込については、旅行控えの影響で個人旅行・団体旅行のキャンセルが多数発生しており、ガイド予約も3月以降ほぼキャンセルの状態。

- ・国内外とも旅行を控える動きがあるため、当分の間、観光入込は停滞する可能性があるかと懸念している。

- ・日御碕灯台の観覧中止期間（当初2月28日～3月15日）は3月19日まで延期。

②宿泊施設等（出雲観光協会や市内宿泊施設への聞き取り）

- ・国内での旅行控えや海外からの訪日渡航への注意喚起などにより、国内旅行・訪日旅行あわせ、3月の宿泊で約10,000人泊、宴会で約6,000人のキャンセルが出ており、団体利用の飲食物販施設でも2月以降の予約分で20,000人のキャンセルが出ている。

- ・外国人誘客は、米子空港【上海便】の運休（R2.2.11～4.21）、【香港便】の運休（R2.2.18～3.28）のほか、境港クルーズ船も4月以降の寄港キャンセルや運航計画の見直しなどが発生しており、今後、長引けば、出雲での宿泊や周遊に影響が出ることが予想される。

③出雲市観光施設

(道の駅ほか各施設の指定管理者等への聞き取り)

- ・道の駅については、駐車場に車が少なく客数もかなり少ない。予定していたイベントを中止したり、売上が前年同月に比べかなり落ち込んでいるところもある。
- ・各施設とも春休みの卒業旅行などの団体予約にキャンセルが出ているほか、利用客が減っている状況。

(3) 経済産業界への影響

- ・建設業では、中国からの資材調達が困難で、工事が滞っている事業者もある。
- ・製造業では、中国からの資材が入りにくくなっており、一部では、部品調達ができず、生産量を減らしている事業者もある。
- ・卸売業では、中国工場の操業停止等により、中国製品の仕入れの停止や納期の遅延が起きている。前年同月に比べ、売上が2割以上減少している事業者がある。飲食料品取扱業者については、飲食店等からの受注が減少している。旅行者等の減少により、土産物が動かない。
- ・小売業では、マスク、消毒液は全体的に品薄、欠品の状況が続いている。その他の紙製品も品薄で、販売個数に制限をかけている事業者もある。石材業者は、中国から原料の石が入荷できていない。
- ・旅客運送業では、貸し切りバス、高速バスのキャンセルが増加しており、タクシーの利用も減少してきている。

(4) 大学、高等学校、専門学校等の対応

- ・市内の2つの大学では、既に学生は春休み期間に入っているため、特段休校の措置はない。卒業式は、島根大学は中止、島根県立大学は規模を縮小して実施。入学式は、島根大学は中止、島根県立大学は状況を見て判断するとしている。
- ・県立の高等学校及び特別支援学校は県内で新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合にできる限り速やかに臨時休校の措置をとることとする。4月以降についても、県教育委員会からの支持を待っている状況。出雲北陵高校と中学校は、臨時休校していない。卒業式は規模を縮小して実施済み。入学式は状況を見て判断する。出雲西高校は、3月2日から終業式まで臨時休校している。卒業式は3月2日を1日に変更して実施した。入学式は状況を見て判断する。
- ・専門学校では、トリニティカレッジ出雲医療福祉専門学校が3月3日から休校、卒業式も中止。入学式は状況を見て判断する。コアカレッジ出雲は3月2日から春休みのため、休校措置はなし。卒業式は、規模を縮小して実施。入学式は状況を見て判断する。出雲医療看護専門学校は休校措置はなし。卒業式と入学式は、規模を縮小して実施。

